

2017 年 7 月 19 日

モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社に対する処分について

当取引所は、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社に対して、取引参加者規程第 42 条第 1 項の規定に基づき処分（戒告）を行うとともに、同規程第 17 条第 1 項の規定に基づき、業務改善報告書の提出を請求しました。

・ 経緯

日本取引所自主規制法人（以下「JPX-R」という。）は、売買審査の結果、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社（以下「同社」という。）の自己売買による相場操縦（見せ玉）の疑いがあるとして、2016 年 2 月、同社に対して実態説明を行うとともに、証券取引等監視委員会へ状況報告を行った。

証券取引等監視委員会は、JPX-Rからの報告を受けて実態解明を行ったところ、同社の自己売買による相場操縦（見せ玉）が認められたとして、同年 12 月 6 日、金融庁に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告し、金融庁は同月 16 日、同社に対し、課徴金（2 億 1988 万円）納付命令を行った。

・ 違反行為の概要

同社においては、2015 年 5 月以降、株式会社西武ホールディングスの株式について、顧客からの短期的な需要を見込み、同株式を保有しリスク管理を行っていた。しかし、同年 9 月上旬には市場が継続して下落傾向にあるうえ顧客からの需要も見込みより低いことが明らかとなったことから、同年 9 月になり、当該ポジションを積極的に減少させ、最終的に完全に解消することを決定し、同年 10 月 19 日までにすべて解消した。

この過程において、同社は、同株式の売買を誘引する目的をもって、2015 年 9 月 24 日から同年 10 月 6 日まで及び同年 10 月 13 日から同年 10 月 19 日までの間、合計 14 取引日にわたり、買い付ける意思がないのに、最良買い気配値付近に多数の小口の買い注文を発注するなどの方法（見せ玉）により、同株式合計 925 万 8000 株の買い付けの申込み（うち合計 41 万 6500 株の買い付け）を行った。この行為は、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、当取引所市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び申込みを行い、同株式を有利な値段で売却したものであり、金融商品取引法第 159 条第 2 項第 1 号に掲げる行為に該当するものと認められる。

以 上

お問合せ先

株式会社大阪取引所 市場管理部取引参加者室

電話：06-4706-0800（代）